



厚生労働省群馬労働局発表
令和3年2月2日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 城詰 美智晴
○主任監察監督官 渡辺 功
電話 027-896-4735

約45%の建設現場で法令違反、その内約15%に使用停止等の行政処分を実施

～ 建設現場一斉監督により労働災害の防止を徹底 ～

県内では、各種公共工事や工場・集合住宅等の新築工事をはじめ、様々な建設工事が進められています。

年末年始は、路面の凍結や降雪等の気象条件により作業環境が変化しやすくなることに加え、工事の輻輳化による労働災害リスクの高まりが懸念されます。

群馬労働局（局長 丸山陽一）では、年末・年始の時期における建設業の労働災害防止の徹底を図るため、管下7つの労働基準監督署において、県内の建設現場に対する一斉監督を実施しました。その結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要】

- | | |
|--------|------------------|
| 1 実施期間 | 令和2年12月1日～12月14日 |
| 2 実施数 | 197現場 |
| 3 違反率 | 89現場（45.2%） |

《主要違反事項》

- | | |
|-----------------|-------------|
| 墜落災害の防止に関する違反 | 31現場（15.7%） |
| 建設機械災害の防止に関する違反 | 29現場（14.7%） |

是正指導した現場の内、重篤な災害につながる墜落・転落災害の防止に関する違反が最も多く、31現場で違反が認められました。

違反が認められた89現場のうち14現場（15.7%）に対し、労働安全衛生法に基づく作業停止命令及び立入禁止命令等の行政処分を行いました。

なお、行政処分を実施した事項、行政処分以外の違反や指導事項についても順次、是正確認を実施しているところです。

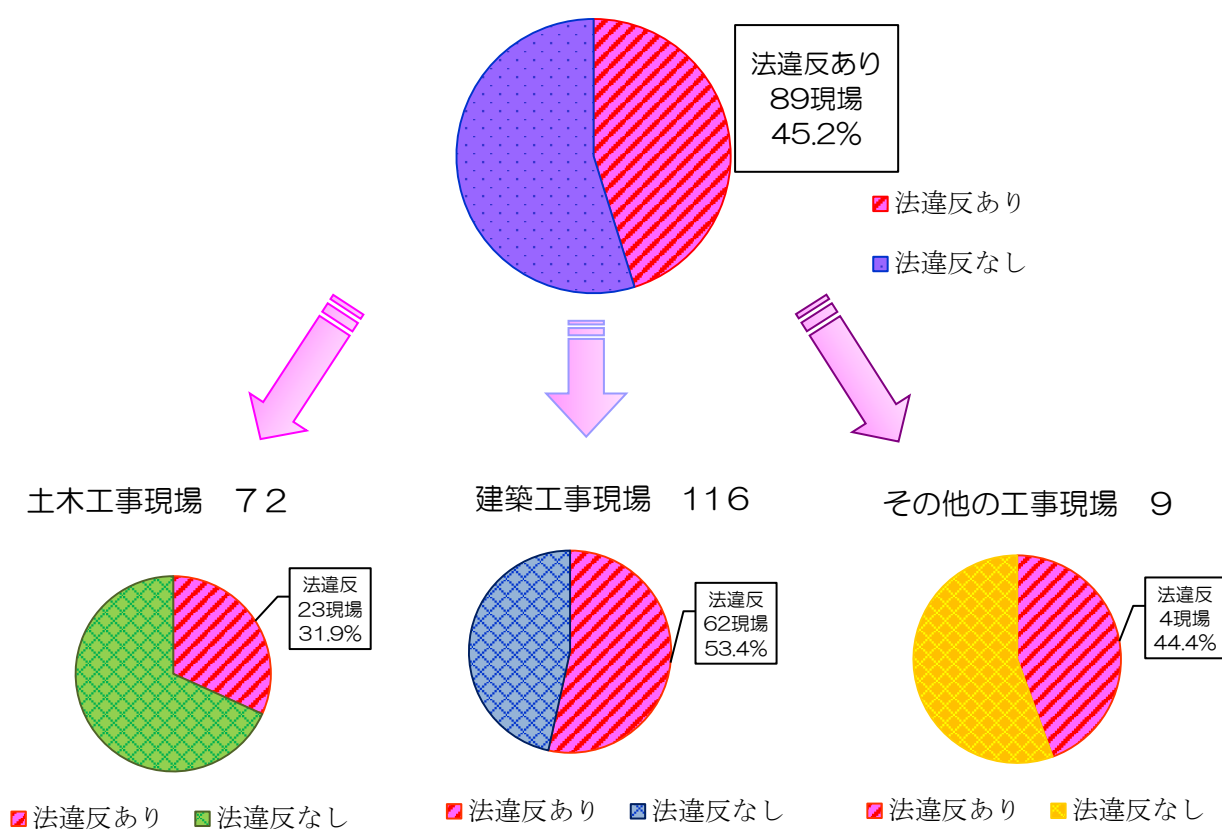
また、今後、建設業の事業者団体や公共工事発注機関に対し、監督結果を踏まえ、それぞれの立場で建設現場において労働安全衛生法の遵守徹底を行うよう協力依頼を実施する予定としています。

監督指導結果等について（詳細）

1 法違反の状況

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
1 監督実施工事現場数	72	116	9	197
うち違反工事現場数 (違反率%)	23 (31.9%)	62 (53.4%)	4 (44.4%)	89 (45.2%)
うち使用停止等命令書交付現場数 (違反現場数に対する割合)	0 (0.0%)	13 (21.0%)	1 (25.0%)	14 (15.7%)

監督実施現場数 197現場



管下の各労働基準監督署において選定した建設現場 197 現場に監督指導を実施した結果、89 現場（45.2% 前年比+6.3 ポイント）で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

工事種別では、土木工事72現場のうち23現場に法違反が（31.9% 前年比+0.2 ポイント）、建築工事116現場のうち62現場に法違反が（53.4% 前年比+9.3 ポイント）それぞれ認められました。

建築工事現場における違反率が土木工事等に比べて高いことや、墜落災害、建設機械災害の防止に関する違反が多いことは、前年度の監督指導結果と同様の傾向となっています。

2 法違反の内容

最も多い違反は、墜落災害の防止に関する違反 (31 現場、15.7%) であり、次いで建設機械災害の防止に関する違反 (29 現場、14.7%) という結果でした。

【具体的な違反事例】

(1) 墜落災害の防止

労働安全衛生法では、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として、手すりや囲いを設ける必要がありますが、以下の墜落防止対策の未措置が認められました。

- ・建物の外部足場には墜落防止のための手すりを設ける必要があるにもかかわらず、手すりの一部が取り外されているなど、墜落防止の措置が講じられていない箇所があったもの。
- ・建物内部の吹き抜け部など作業床の一部が開口部となっている場所には、労働者が作業中に墜落することを防止するために、開口部を囲う等の措置を講じる必要があるのに、措置が講じられていないもの。

(2) 建設機械災害の防止

建設現場では掘削用機械であるドラグ・ショベル（油圧でバケット等により地面を掘削するために用いる建設機械）が多く使用されており、同建設機械に関する違反が多く認められました。

- ・適正な運行経路や作業方法などの作業計画を定めて関係請負人に周知し、重機との接触災害等の危険防止に努める必要があるにもかかわらず、あらかじめ作業計画を作成していないもの。
- ・ドラグ・ショベルの逸走による危険を防止するため、運転席から離席する場合にはエンジンを止めなければならないのに、エンジンを止めず、バケットを上げたままの状態オペレーターが運転席から離れているもの。
- ・建設機械については、危険防止のため主たる用途以外に使用することが禁止されているにもかかわらず、掘削用機械であるドラグ・ショベルを、荷のつり上げなどに使用しているもの。

(3) その他

上記 (1)、(2) 以外で多く認められた違反は、以下の通りでした。

- ・元請事業場が下請事業者を含めた安全衛生協議組織を設置していないもの。
- ・地山掘削や足場の組み立て作業主任者の氏名等を掲示していないもの。
- ・分電盤等に絶縁覆いを設けるなど感電防止措置が取られていないもの。
- ・安全な作業通路、昇降設備が設けられていないもの。

3 法違反に対する行政措置

法違反が認められた 89 現場のうち、労働災害発生の急迫した危険が認められた 14 現場に対して使用停止命令等の行政処分を行いました。

行政処分の内容については、墜落防止措置のない高さ 2 メートル以上の箇所での作業停止措置や立入禁止措置が最も多く、このほか、回転部に囲いが設けられていないセメントミキサーなど労働災害の危険性の高い設備に対する変更命令措置も講じています。

なお、行政処分を行った事項、行政処分以外の違反や指導事項についても、順次是正確認を実施しているところです。

4 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策について

一斉監督を実施するにあたり、マスクの着用、手指消毒など感染防止対策を講じたうえで建設現場に臨検しました。

なお、ほとんどの建設現場において基本的な感染予防対策が講じられており、中には、朝礼等の参加者を職長等に限定し、その内容を Web で全員に周知するなど密集を回避する取組を行っていた現場も認められました。

一方で、マスクを外して作業を行っている作業員も一部で見られたことから、感染防止対策の徹底を呼びかけました。

5 今後の方針

建設現場においては、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態が一般的であり、元請事業者が主体となって安全管理や新型コロナウイルスの感染防止対策を進めることが重要です。

また、発注者においても、工事の発注内容について労働安全衛生法に配慮したものとするなど、適正な発注への理解が求められるところです。

このため、群馬労働局では、建設業の事業者団体や公共工事発注機関等に対し、それぞれの立場で建設現場における労働安全衛生の確保に向けた取り組みを行っていただくよう協力を依頼する予定です。